

オープンガーデン いせさき 新規参加者募集

自宅の庭をオープンガーデンとして開放してくれる人を募集します。洋風・和風は問いません。花や緑のある自慢の庭を開放し、たくさんの人に見てもらいませんか。

公開日 令和6年4月13日(土)、14日(日)、5月11日(土)、12日(日)、6月8日(土)、9日(日)

※公開する日程を選んでください。右記の公開日以外での公開もできます

申し込み・問い合わせ 12月15日(金)までに電話で環境政策課(☎27)55996)



▲自慢の庭を公開してみませんか

国民年金加入者の産前産後期間は保険料が免除

国民年金に加入している20歳以上59歳以下の人が出産をした場合、産前産後期間にかかる国民年金保険料は全額免除となります。免除期間は保険料を納付したとみなし、老齢基礎年金に反映されます。

必ず申請してください。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上経過しての出産のこと、死産・流産・早産を含みます

免除対象期間

- 単胎出産Ⅱ4カ月間
- 多胎出産Ⅱ6カ月間

申し込み 出産予定日の6カ月前から申請できます。申請には対象者のマイナンバーカードまたは運転免許証など本人確認ができる物、母子健康手帳などの添付書類が必要です。詳しくは問い合わせしてください

問い合わせ 年金医療課(☎27)2741・各支所市民サービス課または前橋年金事務所(☎027)231117

令和6年度公立保育所会計年度任用職員の登録者を募集します

市内の公立保育所で、保育士や看護師、労務技士(調理員・事務員)として働く、会計年度任用職員を募集します。

問い合わせ こども保育課(☎27)2751)

〔保育士〕

対象 保育士の資格がある人

報酬 月額18万4100円

勤務時間 平日午前7時から午後7時までの間で7時間30分の交代勤務

※所定時間外労働、早出・遅出の勤務、交代で土曜日に半日の勤務(2カ月に1回程度)があります。日曜・祝日は休みです

〔看護師〕

対象 正看護師または准看護師の免許がある人

報酬 月額17万6900円

勤務時間 平日午前8時30分～午後5時

※所定時間外労働があります。土・日・祝日は休みです

〔労務技士(調理員・事務員)〕

対象

- 調理員Ⅱ調理業務の経験がある人
- 事務員Ⅱ普通自動車運転免許がある人

報酬 月額13万9500円

勤務時間 平日午前8時30分～午後4時30分

※所定時間外労働があります。土・日・祝日は休みです

※申込みはこども保育課にあります。市ホームページからダウンロードもできます

※申し込み後に書類審査を行い、必要に応じて連絡し、面接を行います

※報酬の月額は令和5年度の実績です

※通勤手当・期末手当の支給があります

※令和5年度の会計年度任用職員の登録者も随時募集しています。詳しくは問い合わせください

土地・建物・償却資産の申告を忘れずに

固定資産税は毎年1月1日を基準日として課税されます。税額を正しく算定するため、令和6年1月1日時点で住宅を建て替える人や、令和5年中に建物を取り壊した人、令和6年1月1日時点で市内に事業用の償却資産を所有している法人・個人は、必ず申告してください。

問い合わせ 資産税課

- 土地Ⅱ(☎27)2720)
- 家屋・償却資産Ⅱ(☎27)2721)

住宅を建て替える中の人

令和6年1月1日時点で、住宅を建て替える中の敷地で次の全ての要件を満たすものについては、建物が完成していない場合でも、申告により引き続き住宅用地の特例を受けることができます。

- 令和5年1月1日現在、敷地が住宅用地だった
- 令和5年中に住宅の建設が完了した

住宅用地の特例(専用住宅の例)

| 区分 | 面積 | 軽減率 |
|-------|---------|---------------------|
| 資産税 | 小規模住宅用地 | 200㎡まで 評価額の6分の1 |
| | 一般住宅用地 | 200㎡を超える部分 評価額の3分の1 |
| 都市計画税 | 小規模住宅用地 | 200㎡まで 評価額の3分の1 |
| | 一般住宅用地 | 200㎡を超える部分 評価額の3分の2 |

※床面積の10倍までの敷地に特例措置が適用されます

建物を取り壊した人

令和5年1月2日から令和6年1月1日までに、建物の全部または一部を取り壊した人、取り壊す予定の人は、資産税課に連絡してください。

〔主な償却資産の例〕

次のような事業のために用いる資産などです。詳しくは問い合わせるか市ホームページを確認してください。

- 構築物(農業用ビニールハウス、看板、広告塔、門、塀、駐車場舗装など)
- 機械・装置(旋盤、プレス機、太陽光発電装置など)
- 工具・器具・備品(応接セット、陳列棚、パソコンなど)

償却資産を持っている人

会社や個人で工場や商店などを経営している人や駐車場やアパートを貸し付けている人が、その事業のために用いている有形資産を償却資産といい、固定資産税が課税されます。市内に事業用の償却資産を所有している法人・個人は、必ず申告してください。

※申告書は資産税課にあります。市ホームページからダウンロードもできます

申告期限 令和6年1月31日(水)

まちなかイノベーターNEWS!! 03

伊勢崎 地域おこし協力隊

問い合わせ 商工労働課(☎27-2754)

とても楽しいことが起こりそうな気がします。その場が本屋なのかカフェなのか、はたまた居酒屋なのか、検討の余地はありますが、さまざまな地域の事例を研究して、どのような形が伊勢崎市に合っているのか考えていきたいです。

いせさきFMでまちなかの情報を発信中!

現在、いせさきFMで「まちなか情報局」というコーナーを担当しており、毎月、まちなかの人などを紹介しています。また、Instagramなどでも私たちの活動やイベント情報などを発信しており、今後はフリーペーパーでも情報発信を行えたらと考えています。



いせさきFM収録中の様子 関口咲季子さん(右)とゲストの高山華代さん(左)

こんにちは! まちなかイノベーターの関口咲季子です。今回は、私がまちなかイノベーターとして活動していく上での2つの目標を紹介します。

伊勢崎のまちを好きになってもらう =地域のファンをつくる

一つ目の目標は、情報発信を通じて「市内外に自分と地域のファンを作ること」です。私は4月から伊勢崎市民になった、いわゆる「よそ者」です。まちなかイノベーターとしてまちなかに関わるようになり、伊勢崎市には地元で強い思いがある人たちがいることや、銘仙をはじめとする市内外に誇れる歴史があることを知りました。そのようなまちとして誇れる人やものなどの情報を発信することで、まちなかの人には愛着を持つきっかけに、外の人には知ってもらうきっかけになればと思います。そして、さらに「好きになってもらう=地域のファンを作ること」を目指していきたいです。

人が集まれる場をつくる

二つ目の目標は「人が集まれる場を作ること」です。オンラインで十分に事足りてしまう昨今ですが、人と人が直接交流できる場をまちなかに作りたいと考えています。そして、その場が市内外の人々がまちなかに集まるきっかけとなり、情報や文化を集約したり発信したりする拠点になれば...